

中国トラック交通共済協同組合

新「ロードサービス運搬費用特約」

のご利用にあたり



当組合のロードサービス運搬費用特約にご加入いただき、誠にありがとうございます。

この特約加入の自動車が走行不能になり、応急処置または運搬をご利用される場合には、下記の当組合ロードサービス専用フリーダイヤルまで、ご連絡ください。



0120-553-885

通話無料

24時間・365日対応

尚、ロードサービス運搬費用特約加入の自動車につきましては、ロードサービス運搬費用特約の補償として、レッカーによる牽引および応急処置を提供いたしますが、この補償の提供につきましては、(株)プライムアシスタンスに業務委託しており、そのサービス内容については、下記の「ロードサービスご利用の手引き」を参照してください。

また、ロードサービス運搬費用特約の補償対象事故で、本提携業者とは別の業者をご利用された場合においても、応急処置費用および運搬費用の共済金として、下記の限度額を上限としてお支払いします。

ロードサービスご利用の手引き

ロードサービスの対象となるご契約

対物共済に「ロードサービス運搬費用特約」を付帯しているご契約

※借りた車両など、当組合とご契約いただいている車両以外の車両での事故、故障等については、ロードサービスの対象外です。

サービス内容	詳 細	限度額
①応急処置費用 (30分程度)	ご契約の自動車が事故または故障により走行不能(※1)となった場合に、現場に急行し、現場にて30分程度で完了する応急処置を行います。 (主な事例) ●バッテリー上がり時のジャンピング(ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。) ●キー閉じ込み時のドアの解錠(イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両は対象外となる場合があります。) ●溝に脱輪した場合の引上げ ●パンク時のスペアタイヤ交換(※2)	事故・故障15万円 (①+②合計) (※4)
②運搬費用	応急処置では復旧することができない場合に、もよりの修理工場等(※3)に車両を運搬します。	

※1 「走行不能」とは、自力で走行できない、または道路交通法上、運転してはいけないもしくはそのおそれがある状態をいいます。

※2 パンク時にスペアタイヤを保持されていない場合は、ご契約の自動車に積載されているご契約者所有の簡易修理キットでの応急処置等を行います。

※3 ご契約の自動車を修理する為に、社会通念上妥当な場所を含みます。

※4 事故で車両共済をご利用の場合は、限度額である15万円を超えて対応できる場合があります。

ロードサービスの費用

ロードサービス受付デスクにご連絡いただいた場合は、ご契約内容の確認を実施のうえ、ロードサービスをキャッシュレスにてご利用いただけます。(かかった費用は「ロードサービス運搬費用特約」の共済金として支払われます。)

※ロードサービスの内容を超過または対象外の作業が発生した場合は、後日、超過分の費用について、ご契約者に請求させていただきます。

ロードサービスの対象とならない主な場合

- ①ご契約者(またはその役職員)の故意または重大な過失による事故、故障等
- ②違法改造車、無免許運転、酒気を帯びた状態での運転など法令に違反している場合
- ③地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などに起因する場合
- ④競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用している場合、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用している場合
- ⑤車検切れ・廃車目的の車両の場合
- ⑥雪道、泥道、砂浜などにおけるタイヤのスタック(空回り)やスリップなど単に走行が困難な場合(事故・故障が原因でない場合)
- ⑦ご契約の自動車の盗難(部分品または付属品の盗難を除きます。)
- ⑧ご契約の自動車の燃料切れ
- ⑨航空機、船舶による輸送期間中の場合
- ⑩ロードサービス提供時に第三者の所有物に損害を与えることが想定される場合で、第三者の承諾が得られない場合
- ⑪ロードサービスの提供を希望する対象車両の状況により、作業時およびレッカーけん引時に、車体へ損傷を与えるおそれがある場合において、作業に関する同意をお客さまから得られない場合
- ⑫チーン着脱作業費用
- ⑬現場にて30分程度で対応できない場合の超過作業費用
- ⑭部品代(鍵の再作成費用を含みます。)、消耗品代、事故、故障またはトラブル以外での点検費用、JAF入会金・年会費など
- ⑮修理工場から他の場所(別の修理工場など)へのレッカーけん引費用(二次レッカー)
- ⑯パンク修理費用(出動費などの基本料金はロードサービスの対象です。)
- ⑰積載物の荷降ろし・運搬・保管のための費用
- ⑱お客様の都合による車両保管費用
- ⑲お客様の都合により、ロードサービス業者が現場で待機した費用
- ⑳鍵紛失時のレッカーけん引費用および鍵開け費用など

ご利用にあたっての注意事項

- ㉑気象状態や交通事情などによってはロードサービス業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
- ㉒一部離島やロードサービス業者の立入りが困難な場所は、対応ができない場合があります。
- ㉓一般的なレッカー車・けん引車において技術的にロードサービスの提供が困難である場合は、対応ができないことがあります。
- ㉔ロードサービスは、(株)プライムアシスタンスの再委託先の責任において行われるものとし、提供したロードサービスに起因する車両損傷、人身事故、その他損害などについては、当組合および(株)プライムアシスタンスは一切その責めを負わないものとします。
- ㉕ロードサービス提供後の車両の修理、整備および保管などについては、利用対象者と受入れ工場などの間の契約であり、その契約に起因する車両損傷、人身事故、その他損害などについては、当組合および(株)プライムアシスタンスは一切その責めを負わないものとします。
- ㉖ご契約者は、共済契約証書の記載事項およびロードサービスの提供に必要とされる情報が、サービス実施者に登録されることに同意するものとします。
- ㉗サービス実施者が取得した個人情報は、当組合の業務遂行上必要な範囲内で利用することができます。
- ㉘サービス実施者は、共済契約証書の記載事項およびロードサービスの提供に必要とされる情報を、サービス実施者間で共同利用できるものとします。
- ㉙サービス実施者は、一切その責めを負わないものとします。
- ㉚サービス実施者のロードサービスの提供が遅延した場合、当組合及びサービス実施者は、これを金銭的補償で代替することは行いません。また、結果的にロードサービスの提供が行われなかった場合においても、サービス実施者は、これを金銭的補償で代替することはありません。
- ㉛ご契約の自動車が自力走行不能でないにもかかわらずロードサービスをご依頼し、その後キャンセルされるなど、ご契約者が、故意または悪質な意図等によりキャンセルされる場合のキャンセル費用につきましては、ご契約者の負担となります。
- ㉜当組合は、ロードサービスの運営を(株)プライムアシスタンスへ委託しておりますが、委託会社及びサービス内容については、予告なく変更する場合があります。

個人情報の取扱い

- ㉖ご契約者は、共済契約証書の記載事項およびロードサービスの提供に必要とされる情報が、サービス実施者に登録されることに同意するものとします。
- ㉗サービス実施者が取得した個人情報は、当組合の業務遂行上必要な範囲内で利用することができます。
- ㉘サービス実施者は、共済契約証書の記載事項およびロードサービスの提供に必要とされる情報を、サービス実施者間で共同利用できるものとします。

中国トラック交通共済協同組合

本部 〒733-0035 広島県広島市西区南観音7丁目10-25

TEL(082)299-2055 FAX(082)532-1780 ホームページ:<http://www.chutokokyo.or.jp/>

